

エキップノール会則

(会則の目的)

第1条 エキップノール（以下「本会」と称する。）は、本会の目的達成及び活動の推進にあたり、自律的に会則を整備し運用する。

(会則の構成)

第2条 エキップノール会則（以下「会則」と称する。）は、エキップノール規約（以下「規約」と称する。）、エキップノール細則（以下「細則」と称する。）で構成する。

- 2 会則の根幹として規約を設ける。
- 3 規約を補完するものとして細則を設ける。

(規約の改正)

第3条 規約の改正は、規約第15条に規定する総会に発議し承認を得るものとする。

(細則の改正)

第4条 細則の改正は、規約第16条に規定する役員会に発議し承認を得るものとする。

(ガイドライン並びに事務マニュアルの制定)

第5条 規約第17条で規定する三役会（以下「三役会」と称する。）は、ガイドライン並びに事務マニュアルを制定することができる。

2 三役会は、ガイドラインまたは事務マニュアルを制定した場合には、直近の役員会で報告するものとする。

エキップノール規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この団体は(以下「本会」と称する。)は、エキップノール(Équipe nord)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を第9条に規定する事務局長宅におく。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、地域社会と調和のとれたロードバイクの振興と次代への継承のため、チーム員相互の連携や技術交流、並びに後継者の育成を図ることを目的に活動する。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各種練習会、研修会、講習会等の開催
- (2) レース、ブルベ等イベントへの参加
- (3) その他本会の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員をもって組織する。

(会員の責務)

第6条 会員は、交通法規の遵守並びに啓発活動を行い他の模範となるよう努めるものとする。

2 会員は、自己の責任において継続的に本会の活動に参加するものとする。

3 会員は、本会の指定する保険に加入するものとする。

第4章 役員

(代表)

第7条 本会は、会務を統括するために代表1名をおく。

(副代表)

第8条 本会は、副代表1名をおく。

2 副代表は会務遂行のため代表を補佐し、代表が会務を遂行できない場合には会務を代理する。

(事務局長)

第9条 本会は、事務局長1名をおく。

2 事務局長は代表を補佐し、事務を代理する。

(顧問及び相談役)

第10条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

2 顧問及び相談役は、代表が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の運営につき代表に助言する。

4 顧問及び相談役の任期は代表の任期内で代表が定める。

(その他役員等)

第11条 代表は、会務遂行のため必要あるときは、前条のほか役員をおき本会を運営することができる。

2 代表は活動ごとに臨時に幹事をおき本会を運営することができる。

3 前二項の役員の任期は、代表の任期内で代表が定める。

4 代表より委嘱された者は、委嘱を受けた範囲で本会を代表し、又は事務を代理する。

(役員任期)

第12条 代表、副代表及び事務局長は本会の総会で互選され、任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

2 代理した者の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員責任)

第13条 第7条から第11条に規定する役員は本会を代表するが、本会の活動で生じたいかなる責任も負わないものとする。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は総会、役員会、三役会で構成する。

2 会議の成立要件は全体の過半数とする。

(総会)

第15条 総会は会員全体で組織する。

2 代表は活動並びに運営上の重要事項を議決する必要がある場合に総会を招集する。

3 総会は会議招集に替えて書面議決とすることができる。

4 総会は下記の重要議案を除き、次条の役員会での議決に替えることができる。

(1) 規約の改正

(2) 会費の徴収

(3) 本会の解散

(4) その他重要な事項

(役員会)

第16条 役員会は第7条から第12条に規定する役員をもって組織する。

(三役会)

第17条 本会は活動並びに運営上、急施の必要な議案または役員会に付議すべき議案の審議等のため三役会を組織する。

2 三役会は、代表、副代表、事務局長で組織する。

第6章 会費

(会費)

第18条 本会の運営に必要な経費が発生した場合は、総会により会費の額及び徴収方法を定め徴収することができる。

(会計及び監査)

第19条 前条の規定により会費を徴収する場合は、代表が会計と監査を定め任に当たらせる。

2 代表、副代表及び会計は、監査を兼務することができない。

(会計年度)

第20条 第17条の規定により会費を徴収した場合の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第7章 罰則

(罰則)

第21条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し、又は品位にもとる行動があった場合は除名処分とする。

2 すでに退会した者についても同様とする。

エキップノール細則集

第1章 エキップノール入会に関する細則

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下「本会」と称する。）入会手続きを定める。

(入会届)

第2条 本会に入会を希望するものは、別紙様式第〇号（以下「入会届」と称する。）により事務局長まで届け出ること。

2 前項の届出があった場合、直近の総会までの間、「みなし会員」と位置づけ、本会が指定する保険への加入を条件に本会の活動に参加させることができる。

3 入会を希望する者が未成年者の場合は、保護者の同意書を入会届に添付させる。

4 入会を希望する者は本会会則を熟知するものとし、また熟知したものとみなす。

(承認)

第3条 前条の届出があった場合で本会の活動に支障が無いと認められる場合は、役員会で入会を承認するものとする。

2 役員会の承認により会員とする。

第2章 エキップノール休会に関する細則

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）休会の手続きを定める。

(休会届)

第2条 本会の活動を長期間休止するものは、別紙様式第〇号（以下「休会届」と称する。）により事務局長まで届け出ることとする。

(承認)

第3条 前条の届出があった場合で本会の活動に支障が無いと認められる場合は、役員会で休会を承認するものとする。

(会員資格)

第4条 休会した者の会員資格は維持されるが、本会が指定する保険への加入は免除される。

(復会届)

第5条 本会の活動を再開する場合は、別紙様式第〇号（以下「復会届」と称する。）により事務局長まで届け出ることとする。

2 前項に際し、本会の指定する保険に加入していない場合には加入することを条件とする。

第3章 エキップノール退会に関する細則

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）退会の手続きを定める。

(退会届)

第2条 本会からの退会を希望するものは、別紙様式第〇号（以下「退会届」と称する。）により事務局長まで届け出ること。

(承認)

第3条 前条の届け出があった場合で本会の活動に支障が無いと認められる場合は、役員会で退会を承認するものとする。

(会員資格停止日)

第4条 総会で承認された日か、本会の指定する保険の保険期間完了日の遅い日まで会員資格は維持され、その後、会員資格を喪失する。

(自動退会)

第5条 一定期間、会の活動に参加しなかった者は、本人から継続の申し出が無い限り退会したものとみなす。

2 一定期間とは、3年とする。

3 会の活動とは以下のものを指す。

(1) 規約第4条に規定する本会の活動。

(2) 規約第6条第1項に規定する本会指定の保険への加入。

第4章 エキップノール罰則に関する細則

第21条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し、又は品位にもとる行動があった場合は除名処分とする。

※ エキップノール規約より抜粋

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）罰則に関する手続きを定める。

(罰則)

第2条 罰則は下記の一に該当した場合に対象とする。

- (1) 公序良俗に反し、又は国内法規に反した者。
- (2) 本会並びに本会会員の社会的信用失墜を目的に不当な中傷を繰り返し行った者。
- (3) 本会の秩序を乱し、又は運営を阻害した者。

(処分)

第3条 処分は、会員資格停止又は除名処分とし、役員会の承認を必要とする。

- 2 会員のほか、過去に会員であった者も対象とする。
- 3 過去に会員であった者に対する処分は、除名処分とする。

第5章 エキップノール保険に関する細則

第6条 会員は、本会の指定する保険に加入するものとする。

※ エキップノール規約より抜粋

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）の活動中の保険について定める。

(保険)

第2条 エキップノールの会員は、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入しなければならない。但し、休会中の会員はこの限りでない。

(一般参加者の取り扱い)

第3条 非会員で本会が主催する練習会、研修会、講習会その他の活動（以下「活動」と称する。）に参加する者は、本会が活動毎に指定する保険に加入しなければならない。

2 休会者で前条の保険に加入していない場合も同様とする。

(報告)

第4条 保険適用となる事故が発生した場合は、速やかに事務局長に届出ることとする。

第6章 エキップノール チームジャージに関する細則

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）チームジャージに関する取り扱いついて定める。

(意図)

第2条 本会は、本会の一体感の醸成、法令遵守、レースにおける視認性向上のためチームジャージを製作し運用する。

(運用)

第3条 会員、チーム活動に賛同する者並びにチーム活動を応援する者はチームジャージを購入・着用できるが、着用は義務付けない。

第7章 エキップノール 活動停止に関する細則

(目的)

第1条 本則は、エキップノール（以下、「本会」と称する。）活動停止にかかる手続きについて定める。

(活動停止の要件)

第2条 本会は、下記の一に該当する場合、活動を停止する。

- (1) 本会の休会中の会員を除く会員数が5名未満となった場合。
- (2) その他、本会の活動が困難になった場合。

(解散総会)

第3条 代表は、前条の場合、総会を招集し過半数の議決をもって活動停止とする。

(活動停止日)

第4条 前条の議決日、又は保険満了日のいずれか遅い日をもって本会の活動停止日とする。